

組合員、准組合員の皆様へ

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

令和7年度 組合員課税標準額調査の実施について

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は、国からの「国庫補助金」の補助率を決定するため、当組合に加入している組合員及び准組合員とその家族の市町村民税課税標準額調査を実施いたします。

調査対象者は、組合員及び准組合員の中から、国により系統的に2,000名が抽出されます。

また、調査方法としては、マイナンバーを利用した情報連携により、調査対象者となる被保険者の課税標準額を取得する方法を原則とすることになっています。

所得情報等の取扱いには、十分留意していきますので、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※調査対象者に所得未申告者がいる場合や、課税標準額等の調査項目が確認できない場合は、従来の方法による市町村民税納税通知書等の写しを提出していただく場合がございます。

※内閣府・総務省告示において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は、本人の同意を得ず情報が取得できることから、調査項目が確認できなかった場合を除き、当組合から調査対象者への連絡はいたしません。



お問い合わせ

TEL: 048-824-2631

(R7. 6)